

知って  
おきたい

# みんなの年金ガイド

## 年金保険料の 5年の後納制度について

今月の年金相談

5月18日(木)

10:30～12:00

13:00～15:30

完全予約制

5月12日(金)前までにお申し込みください。  
次回は6月15日(木)です。

第1・2会議室

### 【保険料の「5年の後納制度」とは?】

国民年金の保険料を納めていない期間のうち、免除・猶予や学生納付特例などを申請していない期間(未納期間)を過去5年分に限り、遡って納付することができる制度です。

(本来、国民年金保険料は2年を経過すると時効により納付することができません)

### 【「5年の後納制度」のメリット】

- ① 不足している期間の保険料を納めることで、年金の受給資格を得られる可能性があります。
- ② 将来受け取ることができる年金額が増額します。

### ■ 1カ月分の後納保険料を納付することにより、増額する老齢基礎年金の目安

779,300円(平成29年4月時点の満額の年金額)

=年額で1,624円増加

480カ月(40年×12カ月)

後納制度の利用には申し込みが必要です。詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」(☎0570-003-004)または函館年金事務所にてご相談ください。

### 【後納制度をご利用いただける方】

- ① 20歳以上60歳未満の方で、5年以内に未納期間(納付免除期間以外)・未加入期間がある方
- ② 60歳以上65歳未満の方で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れのある方
- ③ 65歳以上の方で、年金の受給資格がなく任意加入中の方

### 【制度をご利用いただく際の注意事項】

- ・後納保険料は5年以内の未納月分を納めることができます。
- ・後納が可能な期間のうち、最も古い期間から順番に納めていただきます。
- ・申し込み後に後納可能な期間について審査を行い、結果をお知らせします。審査には時間がかかることがありますので、期間に余裕をもってお申し込みください。



### ● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

|         |   |          |                                       |
|---------|---|----------|---------------------------------------|
| ◆問い合わせ先 | 請求手続きや届け出など                                   | ねんきんダイヤル | ☎0570-05-1165                         |
| 函館年金事務所 | ・加入手続きや納入相談など(国民年金課)<br>・障害年金の請求手続きなど(お客様相談室) |          | ☎0138-82-8002<br>※アナウンスに従いおかけください。    |
| 役場窓口    | 住民生活課社会係(窓口5番)<br>熊石総合支所住民サービス課               |          | ☎0137-62-2112(内線245)<br>☎01398-2-3111 |

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係(☎0137-62-2112)までご連絡願います。